

下地幸子氏 人権擁護委員委嘱（新任）

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域のみなさんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

石垣市では、八重山人権啓発活動地域ネットワーク協議会等を中心に、学校等での人権教室や人権相談、講演会、人権の花運動などが実施されています。

この度、下地幸子氏が新任で法務大臣より人権擁護委員を委嘱されましたので、市民の皆様にご報告いたします。期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間です。また、小浜美佐子氏及び大田綾子氏は再任されましたので、重ねてご報告いたします。



小浜美佐子氏（再任）



大田綾子氏（再任）

人権困りごと相談

開催日時：毎月第2木曜日 午前9時から12時まで

場所：結い心センター（字大川100番地3）

【問合せ】那覇地方法務局 石垣支局 ☎ 82-2004

引越しに伴うごみの出し方にご協力ください！！

転出や転居等により引越しが多い時期には、普段使っていないものや、そごみ等が一度に多量に発生するため、収集や処分量が増加します。

特に、引越しやリフォームに伴い、一度に多量に出されるごみ「一時多量ごみ（100kg以上、11袋以上）」は収集できませんので、引越し前にあらかじめ不要となるものを調べて、石垣市の分別やごみ出しのルールを守り、計画的に少しずつ指定の収集日に出していただきますようご協力をお願いします。

ごみの出し方については、「石垣市ごみ出しの手引き」でご確認ください。

〇燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ・有害ごみの出し方

指定の収集日に指定ごみ袋（資源ごみや有害ごみは透明袋）に入れて、午前8時30分までに出してください。

〇そごみの出し方

予約専用ダイヤル ☎ 87-5374

そごみは、予約が必要ですので早めに予約をお願いします。

予約以外のもの（品目、数量が予約と異なるもの）は、収集いたしませんのでご注意ください。

また、そごみを一度に多量に出される場合には、数量を制限させていただく場合がありますので引越し前に余裕をもって少しずつ出してください。

〇家電4品目の出し方

家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、リサイクルが義務付けられおり、市は収集いたしませんのでご自身で販売店や引取業者に料金等をご確認のうえ、処分を依頼して下さい。

〇パソコン（ディスプレイ含む）の出し方

パソコンは、メーカーが回収・リサイクルしており、市は収集いたしませんのでご自身でメーカーの回収窓口に料金等をご確認のうえ、処分を依頼して下さい。

〇引越しの都合で、収集日に出せないときは

市役所環境課 ☎ 82-1285

市の処理施設に、ご自身で持ち込むことができます。

ただし、一度に100kg以上のごみを持ち込もうとするときには、必ず前日までに市環境課に電話で申込みをしてください。※100kg以下のごみは申込み必要はありません。

申込みがない場合や分別されていない場合には、市の処理施設で受入できない場合がありますのでご注意ください。また、一般廃棄物の収集運搬許可を持たない業者に引越しごみ等の収集運搬を依頼しないでください。